

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 30 年 8 月 3 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 30 年 8 月 3 日 (木) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	欠			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	係長 梅野 和子
	係員 田中 貴章

5. 議事録署名委員の指名 8 番 木下 大学 委員 10 番 中島 弘美 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 30 年度 第 5 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	1 件
第 5 号議案	非農地証明願	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件

- **事務局 (〇〇)** 皆さんおはようございます。今日は、〇〇課長が、東京出張になり出席することができませんので、私が説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、平成30年8月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。毎日35度以上という暑い日が毎日続いています、農作業には厳しい時期ですので、体には十分気をつけてください。また、7月6日でしたか、大雨、台風の時も雨が降らないということで、水不足が心配されますので、夕立でも降ってほしいものです。それでは、8月の定例農業委員会を開催します。
- **事務局 (〇〇)** それでは本日の出席委員ですが、11名中10名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は8名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。  
8番 木下 大学 委員、9番の材木委員さんになりますが、欠席のため10番の中島弘美 委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3番の議事に入ります。

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成30年度 第5号農用地利用集積計画(案)の決定案件	1件
第5号議案	非農地証明願	1件

  

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	1件
-------	---------------------	----

以上を議題と致します。それでは議案に入ります。第1号議案農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-1について説明を求めます。
- **事務局 (〇〇)** 1ページをご覧下さい。
- **事務局 (〇〇)** 第1号議案農地法第3条の整理番号3-1の説明をいたします。

整理番号 3-1 を朗読。

所有権移転に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、2ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、3～6ページに字図の写し、7～11ページに位置図を添付しております。地区は〇〇地区・〇〇・〇〇です。〇〇〇町農業委員会の耕作証明添付、耕作状況を〇〇〇町農業委員会に確認をしています。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。

担当地区委員さん〇〇委員何か聞かれていますでしょうか。

○ **〇番（〇〇委員）** 譲渡人さんは高齢で体力がないので耕作できないので、売り渡したいとのことでした。

○ **議長** ほかにご質問ないですか。

特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可をしたいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件整理番号4-1について説明を求めます。

○ **事務局（〇〇）** 12ページをご覧ください。

第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 4-1 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、除外公告が平成30年4月27日で、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。転用目的の農業用施設のキャベツ集荷場の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、13ページに位置図、14ページに字図の写し、15ページに土地利用計画図で、雨水排水につきましては、周りにU字溝300の蓋なしを設置され西側の土地改良区の水路に流入計画がされています。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。  
地元の〇〇委員さん何かありませんか。
- **〇番（〇〇委員）** 特に問題ありません。
- **議長** 申請人の〇〇さんもお見えになってますので、ご質問ありませんか。  
特にありませんか。  
特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。
- **事務局（〇〇）** 16ページをご覧ください。  
第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件について説明します。  
整理番号5-1を朗読。  
申請地は、農振農用地区域外であり、除外公告が平成30年3月13日で、ほ場整備区域内で、  
国営筑後川土地改良事業区域内となっています。農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。転用目的の貸駐車場の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えられます。許可基準としましては、第1種農地の敷地拡張であり許可基準があることから申請受付をしております。  
申請地の位置等につきましては、17ページに位置図、18ページに字図の写し、19ページに土地に土地利用計画図で、土地の盛土を1mされる計画で、南に農地がありますので、農地に流入しないようW150、90、H90、20をコンクリートブロックを積まれて、設置計画され対応されています。雨水排水については、真ん中に30センチの落ち蓋側溝を新設され既存の側溝に入り北側の断層柵（2ヶ所）に入り排水パイプをとおり北側の道路を横断し水路に排水されます。  
駐車場が必要ということは、先ほど説明しましたように、19ページに計画建物のところに今現在駐車場と利用しているが、ここに冷蔵庫の建設計画を予定されているので、そこに駐車場として利用している分が駐車できないようになることから転用の申請が出ております。  
説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。  
何かお聞きになってますか。
- **〇番（〇〇委員）** 連絡は受けています。

- **議長** この案件で、社長さんが見えてますので、質問があればお願いします。
- **○番（○○委員）** オイル漏れ等が心配されますが、こういった対策を取られていますか。
- **申請人（○○氏）** オイル漏れは、会社のなかでもあっても大変なことです。今は、行き先、行き先で言われており、常に検査確認を行っており、お金がなくても新しく買い換えていかなければいけない状況であり、ある一定の期間で、買い換えているので、特別何かが起こらない限りは無いと思います。
- **○番（○○委員）** 地区としましては、地元の企業として発展していただきたいと思いますので、地区とトラブルがあっては困るので、確認させていただきました。
- **申請人（○○氏）** 排水路で既存の側溝にという説明をしていただきまして、仮にオイルが漏れて流れたとしても、直接ながれて行かないように溜枡（三層の分離層）を作っています。
- **事務局（○○）** 分離層はどこに設置されていますか。
- **申請人（○○氏）** 北側のところに設置しています。
- **事務局（○○）** 北の方に 29 と記載されているところに 1カ所、その東の方にも 1カ所で、2カ所分離層が設けてあります。
- **議長** 他にご質問ありませんか。  
ほかに質問もないようですので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手多数です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、整理番号 5-2 について説明を求めます。
- **事務局（○○）** 21 ページをお願いします。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 を朗読。  
申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね 500m 以内にある農地であるため、第 2 種農地と判断されます。転用目的の貸駐車場の候補地選定の結果周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。  
申請地の位置等につきましては、22 ページに位置図、23 ページに字図の写し、24 ページに土地利用計画図、雨水排水については、南に U 字溝が設置され、集水枡をとおり南の水路に流入されます。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 現地を確認したところ、この土地は工事で残ったような土地で、周囲は宅地で、地元としても駐車場等で使用していただいた方が地区としてはよいと考えます。特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、整理番号 5-3 について説明を求めます。
- **事務局（〇〇）** 25 ページをお願いします。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件を説明します。

整理番号 5-3 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、26 ページに位置図、27 ページに字図の写し、28 ページに土地利用計画図、29 ページに建物の平面図、31、32、33、34 ページに立面図、35・断面図を添付しております。雨水排水については、申請人が変更をされていることから、28 ページと 35 ページの差し替えをお願いします。敷地内の柵をとおり北側の町有水路、一部申請者の敷地内の水路へ流入の計画です。また、現在の地目が宅地になっている部分と地目が農地の部分の高低差があり、宅地の部分の駐車スペースの部分を切土にして、現在宅地と農地の境界のところに擁壁があるので、手前を壊しそこから今回転用の後の敷地に進入される計画です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員お願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 申請者御夫婦でお見えになって、今度家を建てるからと言ってこら

れました。

○ 議長 ○○委員何か聞いていますか。

○ ○番（○○委員）特に何も聞いていません。

○ 議長 この案件について、質疑のある方はお願い致します。

ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ 議長 続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。

○ 事務局(○○) 36ページをご覧下さい。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規の1件、田が2筆1,652㎡となっております。

次に37ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,409,461.20㎡、今回解約が32㎡、今回計画といたしまして1,652㎡、現在の合計4,411,081.20㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。

ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思います。

○ 議長 それでは、第5号議案 非農地証明願 証明-1について説明を求めます。

○ 事務局(○○) 38ページをお願いします。第5号議案 非農地証明願 整理番号 証明-1を朗読。申請地は昭和50年頃から宅地との一部と利用されており、今後も農地として耕作が見込めない状況であるため、やむを得ないと判断されます。

39ページに字図の写し、位置等につきましては、40～41ページに位置図、42～43ページに現況写真を添付しております。また地区の区長、生産組合長、農業委員の連盟による証明が提出されてます。説明は以上です。

○ 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の説明をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員(○○ ○○氏) ○○さん達がこられまして、ここに記載してある内容を説明していただき、書類等も見せていただきました。私としては、問題意義はありません。

- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。非農地証明を交付したいと思います。
  
- **議長** それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明をお願いします。
- **事務局 (〇〇)** 44ページをお願いします。  
第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-1を朗読。  
説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。
- **事務局 (〇〇)** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。  
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前10時00分